

令和3年度 九州中学校体育大会

第43回九州中学校陸上競技大会 宿泊・昼食弁当手配のご案内

<はじめに>

本年はコロナ禍により、今までの福岡開催大会時のような ①2食対応ホテルの激減 ②県別の配宿 ③宿泊施設ランクの統一 による手配が困難な状況になっております。ご参加いただく各学校様には大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■宿泊・昼食弁当の手配については、東武トップツアーズ(株)福岡教育旅行支店(以下、「当支店」という)がお取り扱いさせていただきます。

1. 基本方針

令和3年度九州中学校体育大会の宿泊および昼食の確保に万全を期する事を目的とし、次のように定めます。

- (1) 宿泊・昼食弁当の取扱いにつきましては、九州中学校体育大会福岡県実行委員会(以下、「実行委員会」という)の基本方針に従って実施します。
- (2) 当ご案内要項の適用対象者(以下、「大会参加者」という)は第43回九州中学校陸上競技大会に参加する選手・監督・コーチ・引率教員・応援中学生・役員(視察員含む)・一般応援者・保護者(小学生も含む)とします。
- (3) 大会参加者の宿泊施設は当支店が決定して連絡するホテルとします。なお、原則として決定したホテルの変更は出来ません。万一、変更によって紛議や損失が生じた場合には、任意に宿泊先を変更した大会参加者がその責任を負うこととなります。
- (4) 宿泊・昼食弁当の手配は、実行委員会の指定を受けて当支店が取扱います。必ず当支店を通じてお申込みください。

2. 取扱い期間

令和3年8月03日(火)～8月06日(金) 4日間 (災害等特別な事由が生じた場合は別途考慮します)

3. 宿泊について【東武トップツアーズ(株)の募集型企画旅行となります／最少催行人員1名】

(1) 旅行(宿泊)代金 (1名当り／部屋タイプごとの定員利用)

宿泊施設ランク	食事形態	参加者区分	旅行(宿泊)代金	部屋タイプ
S	1泊朝食	選手・監督 コーチ・引率教員 応援中学生・一般応援者 保護者	9,800円	シングル・ツイン トリプル・和室のいずれか
	1泊2食		11,000円	
A	1泊朝食		9,000円	
B	1泊朝食		8,500円	
	1泊2食		10,500円	
C	1泊朝食		8,000円	
	1泊2食		9,500円	
D	1泊朝食		7,500円	
	1泊2食		9,000円	

①宿泊施設のホテルタイプのツイン・トリプルルーム使用の場合、エキストラベッド対応になる場合があります。

②小学生も同料金となります。また未就学児につきましては当支店にお問い合わせください。

③**宿泊施設および部屋タイプの指定は出来ません。**

④上記の旅行(宿泊)代金には、記載された食事、税・サービス料を含みます。

※本年より福岡市宿泊税200円も含みます。

(2) チェックイン・チェックアウトについて

チェックインは15:00以降、チェックアウトは10:00までを原則とします。15:00以前・10:00以降の場合は追加料金がかかる場合があります。

(3) 「食事無し」の場合の取扱いについて

「朝食無し」での手配はお受け出来ません。**また申し込み以降の「夕食無し」への変更も出来ません。**

(4) 宿泊施設の決定について

①宿泊施設の決定は大会本部と協議のうえ行います。各宿泊ランク及び宿泊施設の収容人員を超えた場合、

希望宿泊ランク以外の施設または部屋タイプになる場合がありますので予めご了承下さい。

- ②福岡市内の宿泊施設は駐車場を有していない施設が多いため(有している場合でも有料)、別途、駐車料金がかかる場合があります。
- ③宿泊施設の決定は選手・監督・コーチ・引率教員を最優先とします。また、応援中学生・一般応援者・保護者につきましては可能な限り選手等と同じ宿泊施設になるよう努めますが、収容人員が満員に達した場合、他の宿泊施設をご案内することがあります。
- (5)添乗員は同行しませんので、宿泊の手続きは、お客様自身で行っていただきます。

4. 利用予定宿泊施設について
別紙ご参照下さい。

5. 昼食弁当について【旅行契約には該当しません】

- (1)令和3年8月04日(水)～06日(金)の間、1食750円(お茶付・税込)でご希望により手配します。
- (2)引き換えは会場内指定弁当引換所にて、10:30～12:00 の間に行います。
- (3)受け取り後1時間以内に必ずお召し上がりください。空き容器は引換所に14:00迄に持参してください。

6. 変更・取消料について

【宿泊取消料金表】

※宿泊は申込泊数分が1つの募集型企画旅行となりますので、契約成立後に解除される場合は合計宿泊代金に対し下記の取消料を申し受けます。なお、旅行開始後のお取消については100%の取消料を申し受けることとなり返金はありません。

	4日前まで	3日～2日前まで	前日	当日	旅行開始後または 無連絡不参加
宿泊取消料	無 料	宿泊代金の20%	宿泊代金の40%	宿泊代金の50%	宿泊代金の100%

- (1)取消料の発生日に関しては、旅行開始日の前日から起算します。
- (2)宿泊人員の変更について
最初に提出された申込書に変更事項を明記の上、当支店宛にFAXしてください。

【弁当取消料金表】

	4日前まで	3日～2日前まで	前日	当日	旅行開始後または 無連絡不参加
弁当取消料	無 料	無 料	無 料 但し16:00まで	前日の16:00 以降より全額	宿泊代金の100%

- (3)弁当の追加・変更について
前日16:00までに、当支店宛に最終の必要個数を必ずご連絡ください。ご連絡が無い場合は、当初の申込み個数でお渡しします。

7. 申込みについて

- (1)申し込み方法
出場が決定次第、別紙申込書に記入のうえ、FAXにて下記支店宛にお申し込みください。FAX 送信後、到着確認のお電話をお願いします。
- (2)申し込み締切日について
申し込み締切日は、令和3年7月30日(金)12:00までとします。
- (3)宿泊・弁当の確認書発送について
8月01日(日)までにご記入いただいた学校様宛に宿泊決定通知書・弁当確認書等をFAXします。
- (4)お支払いについて
8月03日(火)までに下記振込先にお振込みください。

<振込先> みずほ銀行 東武支店 当座 7519818 東武トップツアーズ株式会社

(5)返金について

お申込内容の変更・取消により返金が生じた場合、大会終了後に申込書に記入された振込口座に振込みます。

(6)領収書について

領収書が必要な場合、同封の「領収書発行依頼書」にご記入いただき、当支店までFAXしてください。記入された内容に基づいて発行し、大会終了後に申込責任者宛に郵送します。

(7)旅行契約の締結について

宿泊の申込みをされるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。お申込みの際は、別途お渡しする旅行条件書を事前にご確認の上、お申し込みください。

(8)個人情報の取扱いについて

申込書等に記載された個人情報は、お客様との連絡に利用させていただくほか、本大会に関して宿泊機関等の提供するサービスの手配と受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

【お申込み・お問合せ】

<旅行企画・実施> 東武トップツアーズ(株)福岡教育旅行支店

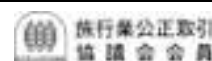
「第43回九州中学校陸上競技大会」窓口

観光庁長官登録旅行業第38号 総合旅行業務取扱管理者: 堂森 克洋

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-11- 天神武藤ビル4F

TEL:092-739-0010 FAX:092-739-7773

担当:松本/酒井/山田/黒岩 営業時間:9:30~17:30(土・日曜・祝日休業)



<承認番号 客国21-097>

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定められた事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社福岡教育旅行支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要となる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、宿泊・夕食弁当手配のご案内7-(4)「支払いについて」の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

(1) お客様は、宿泊・夕食弁当手配のご案内6「変更・取消料について」に記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1万円につき15万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契

約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報を伺っております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(2) この旅行条件・旅行代金は令和3年5月1日現在を基準としております。

●お申込み・お問い合わせ

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



福岡教育旅行支店

福岡県福岡市中央区天神3-11-1
電話番号 092-739-0010 FAX番号 092-739-7773
営業日 平日（月曜日～金曜日） 営業時間 9:30～17:30
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者：堂森克洋

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017.6版)